（ワックスヘッドの強度試験）

第五条の二　ワックスによるコーティングを施したヘッド（第一号において「ワックスヘッド」という。）は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　ワックスヘッドを次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度に九十日間放置した後、ワックスに割れ、剥がれ又は流動が生じないこと。

標示温度の区分	試験温度
五十七度以上七十八度以下	三十八度
七十九度以上百二十度以下	六十六度
百二十一度以上百六十二度以下	百七度
百六十三度以上二百三度以下	百四十九度
二百四度以上二百五十九度以下	百九十一度
二百六十度以上三百二度以下	二百四十六度

二　前号の試験後、第十二条の規定に適合すること。

三　金属又はガラス製で蓋のない円筒容器に、五十ミリリットルのワックス試験片を置き、第一号の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度で加熱器に九十日間放置し、七日ごとに二時間から四時間放冷した場合、ワックスに割れ又は剥がれが生じないこと。

四　前号の試験後、当該試験片の質量は試験前の質量の五パーセントを超えて減少しないこと。

（振動試験）

第九条　ヘッドは、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、部品が離脱することがなく、かつ、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないものでなければならない。

（作動試験）

第十一条　ヘッドを液槽内に入れ、当該ヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドの作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（グラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内でなければならない。

2　カバー付ヘッドを液槽内に入れ、当該カバー付ヘッドのカバーの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドが作動する温度及びカバーの離脱する温度の実測値は、当該ヘッド及びカバーのそれぞれの標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（グラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで。）の範囲内でなければならない。この場合において、カバーに接点を有するものにあつては、離脱時に信号を発するものでなければならない。

3　［略］

4　［略］

［新設］

（振動試験）

第九条　ヘッドは、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないものでなければならない。

（作動試験）

第十一条　ヘッドを液槽（そう）内に入れ、当該ヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドの作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（グラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内でなければならない。

［新設］

2　［同上］

3　［同上］